

(株)カチタスは、全国の空き家を所有している20歳以上の男女を対象としてインターネット調査を実施した「第1回 空き家所有者に関する全国動向調査」の結果を発表した。(2021年7月28～29日実施、963人の有効回答)

「相続登記義務化」の対策は、「まだわからない」が約半数

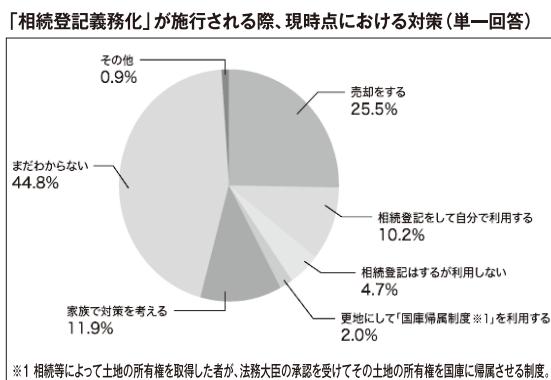
空き家の建物形態を複数回答で聞いたところ、一戸建て(78.1%)が最も多く、マンション(17.0%)、アパート(5.4%)の順だった。

2021年4月21日に成立した不動産登記法の改正法により、相続の開始を知つて、且つ所有権を取得したと知つた日から3年以内に所有権移転登記を行う事が義務化され、正当な理由がないのにも関わらず、この申請を怠つ

相続登記の義務化、空き家所有者の認知度は2割強  
義務化後は4人に1人が売却を検討

(株)カチタスは、全国の空き家を所有している20歳以上の男女を対象としてインターネット調査を実施した「第1回 空き家所有者に関する全国動向調査」

**所有者の認知度は2割強  
先却を検討**



で聞いたところ、「信用  
信頼できる」(68.3%)  
が最も多く、「高く買つて  
くれる」(41.0%)、「家  
の中にある家具や家電な  
ど残置物も処理をしてく  
れる」(28.0%)の順だっ  
た。「信用・信頼できる」を  
年代別に見ると、50歳以  
上の世代は極めて数値が  
高く、中でも55歳～59歳  
は83.5%が売却先に  
「信頼・信用」を求めている。  
尚、コロナ禍における空き

体的に検討している」4.9%の計16.2%が二拠点居住を考えていて、一拠点居住を検討している2.64人の内70.5%が戸建て（新築45.5%・中古25.0%）を希望し、所有方法としては、移住二拠点居住を検討している内の78.4%が購入希望だった。

「マルチ」と住居を意味する「ハビテーション」を組み合わせた造語の事で、複数拠点生活と言われています。いずれも、在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別され、働き方改革と新型コロナウイルス感染流行に伴つた「新しい日常」が奨励される生活様式の一環として位置づけられています。

**空き家の売却時、  
売却先に求めることは  
「信用・信頼できる」が最多**

二拠点居住検討状況（前回回答）では、「コロナ禍で初めて二拠点での居住を意識する事が増えている」11・3%、「コロナ禍で初めて二拠点での居住を

考える」(11.9%)の順で、4人に1人が売却を検討している事がわかつた。また、空き家の相続について、家族と対話があるかを单一回答で聞いたところ、「ある」が33.3%、「ない」が66.7%となり、約7割が、家族や親族と話していない事がわかつた。

が売却を検討し、移住検討状況（単一回答）では、「コロナ禍で初めて移住を意識する事が増えている」 $7\cdot9\%$ 、「コロナ禍で初めて移住を具体的に検討している」 $5\cdot7\%$ の計 $13\cdot6\%$ が移住を考えている事がわかつた。

# ケイアイ通信



# アンケートにご協力ください

## 2021年 10月号

家所有者の意識・行動変化を見ると、売却検討状況（単一回答）では、「早期に売却を検討している」1・3%、「売却を具体的に進めていない」と

## 黒木代表の ひとことコラム

移住を考え始めた人が増えているようですが、それに伴い最近よく耳にする言葉として、「ワーケーション」と「マルチハビテーション」があります。「ワーケーション」とは、「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用し、働きながら休暇をとる過ごし方の事です。一方「マルチハビテーション」は、多様なという意味の「マルチ」と住居を意味する「ハビテーション」を組み合わせた造語の事で、複数拠点生活と言われています。

いずれも、在宅勤務やレンタルオフィスでのテレワークとは区別され、働き方改革と新型コロナウイルス感染流行に伴つた「新しい日常」が奨励される生活様式の一環として位置づけられています。

私は「諦めない限り失敗ではない」という言葉が好きです。実際には、色々なファクターが絡んで難しいのですが、ここぞという時には成功するまでやり通すという確固たる信念を持つてみたいのです。元来私は負けず嫌いで、あまり人の言う事を聞くタイプではなく扱い難い人間ですが、その信念は持ち続けたいと思います。また、血液型がB型なのに細かい事が気になつて、どちらかといえれば完全主義者に近く、気になりだしたら徹底的に準備をし、チェックを怠りません。こんな性格

あらゆる政外要因を改善し柔軟で強靭な組織づくりを！



(株)ケイアイコミュニティ管理営業部 部長 石田康治

のよろはチーム全体を俯瞰しながら目標に向けて、チームが一丸となるような環境やシステムを構築していく必要があります。目標としては、向こう3年間で、岡山、福山、広島の管理戸数をそれぞれに増やし、合計で20,000室超えを目指したいと考えています。

■法改正で淘汰が始まる

現在、私が取り組んでいる事の一つは、組織上のあらゆる要素を見直し改善していく事です。人の血管に例えれば、血液の流れを妨害するあらゆる要因を発見し、迅速に修復してい

■ チーム力で管理数増加へ  
部長という重要なポジションを任せられて早くも 1 年が経過しました。年齢も 40 歳の大台に乗り、いいよ今までの経験を土台にして結果を出さなくしてはなりません。しかし、自分一人が助いても困った

# 堀江社長の役員室だより



◆ 石田 康治プロフィール  
◆ 生年月日 / 1981年9月28日  
◆ 出身地 / 岡山县  
◆ 血液型 / B型  
◆ 入社年 / 2012年  
◆ 趣味 / カフェ巡り  
◆ 好きな食べ物 / 寿司  
◆ 家族 / 妻  
◆ 座右の銘 / 誰めない限り失敗ではない  
◆ 関心事 / 心理学

**不動産関連の  
社員室だより**

ユニティ代表取締役社長 堀江祐樹

く事です。また、昨年6月の法改正で賃貸物件の管理業務の適正化が図られ、業者淘汰も進みそうですが、その改正で業務管理者の配置条件が厳しくなります。まだ猶予期間があるので、私も含めてよう多くの社員が資格取得に向け勉強していくかなればなりませんが、これを個人及び組織がグレードアップする良い機会だと捉えています。

◆事案の概要◆

国土交通省「不動産トラブル事例」今回は、「当初の媒介業者を外して成約した取引と報酬請求権」についてです。

売主Y1は平成6年5月、媒介業者Xとの間でY1所有地の売却について専任媒介契約を締結した。本件専任媒介契約には、依頼者の直接取引に関する特約（媒介契約の有効期間満了後2年

「タペース」より様々な事例を紹介  
**ラブル事例**  
その79

以内にY<sub>1</sub>がXの紹介によつて知つた相手方とXを排除して目的物件の売買又は交換契約をした時は、XはY<sub>1</sub>に対して、契約の成立に寄与した割合に応じた相当額の報酬を請求する事が出来る)が付されていた。またY<sub>1</sub>の隣地所有者Y<sub>2</sub>も、他の媒介業者との間で自己所有地の売却について一般媒介契約書を締結していた。AはXを通じてY<sub>1</sub>とY<sub>2</sub>の紹介を受けたが、AとY<sub>2</sub>との間で前払金についての契約条件が

**不動産関連の  
国土交通省「不動産トラブル事例」**

「タペース」より様々な事例を紹介  
**ラブル事例**  
その79

本件では、当初の媒介行為が報酬を支払うに値する成約に寄与していない事及び売主が故意に当初の媒介契約を妨害していく事の理由に、媒介契約書の特約によつてもその請求をする事が出来ないとした。

※出典・国土交通省「不動産トラブル事例データベース」

## 不動産関連のトラブル事例

その  
79

# ケイアイグループ店舗・事業部スタッフ紹介

ケイアイホーム(アパマンショップ)各店とケイアイグループのスタッフをご紹介いたします。



いま急成長する事業のスタッフでいる事  
それだけで、幸せな事だと思います。

いま成長する事業のスタッフでいる事  
それだけで、幸せな事だと思います。  
私は、この会社で3ヶ月  
間近くパートとして働  
いた後、2019年4  
月に正社員として入社  
しました。もう少しで丸  
3年になりますが、この  
期間に私が携わった事  
業の成長は尋常ではあ  
りませんでした。

A M事業部は、ウイーク  
リー＆マンスリーマン  
ションの短期賃貸が主  
な事業で、私が入社した  
頃は岡山県と広島県の  
市内を中心に物件をカ  
バーしていたのですが、  
またたく間に地域を急  
拡大し、現在では中國  
地方全県と兵庫県、九  
州では福岡県、大分県、  
宮崎県、四国では香川  
県、高知県までエリアが  
拡大しています。電話受  
付、予約事務、契約処理  
事務が私の主な仕事で  
契約事務処理が増え  
ますが、物件のキヤバが増  
えれば当然お客様との  
まで仕事に追われてい  
た時期もありました。  
今期7月からは私に2  
人の部下が補充され、だ



(株)ケイアイホールディングス AM事業部  
〒700-0953 岡山県岡山市南区西市99-21

いぶ落ち着いて仕事が出来るようになります。た。部下は2人とも女性で、まだ入社して3カ月なのですが、かなりの戦力になつてくれて大変助かっています。

また、コールセンターを外部委託した事で、電話対応で振り回されることは少なくなりました。その他、物件の清掃を各地区の契約業者様に委託したり、お客様の要望による家具・家電レンタルの手配も忘れてはなりません。最近は、ルーチャーの貸出も一般的になりました。

まだまだ至らぬ私ですが、元々大好きな事務の仕事なので苦ではありません。これからも皆様に認めてもらえるように、もつともつと頑張りたいと思っています。

# 相続MEMO知識

このコーナーは、相続と認知症対策に関する情報をシリーズでお伝えしていきます。

Vol.16 「専門分野と不動産知識の重要性」編

相続の不安や疑問・心残りなど、  
潜在的な問題を顕在化し解決いたします。

今回は、「専門分野と不動産知識の重要性」についてお話しいたします。相続の相談先というと、税理士や弁護士をイメージされる方が多いと思いますが、私も深く相続を学ぶまでは同じ認識でした。でも実際は、士業にも専門分野があり、相続の現場では士業にしか出来ない事もあります。要は、「何を専門としているのか」です。

また、自宅を含めた不動産財産を持つている方は特に気を付けるべき事があります。それは相続において、相続税を算出する為の「相続評価額」と「実際の不動産価格」が大きく乖離している場合です。では、何が問題なのでしょうか?

一例として、不動産を2つ所有していたAさんは、知り合いの税理士に相談し、そこで算出した「相続評価額」がほぼ同額であった2つの不動産額を二人の子に遺言書で相続しました。この2つの不動産は、「相続評価額



「家族の幸せから考える相続」を  
プロデュースします。 松下浩仁

「実際の不動産価値」はほぼ同じでも「実際の不動産価値」に大きな差があり、結果として不公平な遺産分割となり、「二人の仲が険悪になつた」という事例です。税理士は、「相続評価額」を算出する事は出来ますが、「実際の不動産価値」は査定出来ません。不動産の「相続評価額」と「実際の不動産価値」の両方を把握していないと間違つた遺産分割となつてしまします。

日本人の財産は、70%が不動産と言われています。遺産分割する場合も不動産を相続した方に財産割合が大きく偏ってしまう問題が起きますので、不動産知識があり、且つ相続分野に特化した相談相手を見つける事をお勧めします。

最後に、節税という観点からも不動産知識は必不可少です！

## 全国の家賃・間取り動向及び グループ内の問い合わせ動向

「データCLIP」ケイアイお役立ち情報

#### ■全国賃貸物件家賃動向

| 全国賃貸物件販売動向 |        |       |        |       |        |        |        | 3年/月末調査 |        |
|------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 都道府県       | 1部屋    |       | 2部屋    |       | 3部屋    |        | 総平均賃料  |         | 東京100% |
|            | (円)    | 前年同月比 | (円)    | 前年同月比 | (円)    | 前年同月比  | (円)    | 前年同月比   |        |
| 埼玉県        | 52,919 | 0.1%  | 63,538 | 1.1%  | 73,534 | -0.5%  | 60,594 | 0.3%    | 84%    |
| 千葉県        | 54,157 | 2.2%  | 60,218 | 3.2%  | 71,157 | -1.9%  | 58,899 | 1.1%    | 81%    |
| 東京都        | 68,702 | -1.1% | 84,970 | -1.4% | 90,217 | -0.5%  | 72,464 | -1.0%   | 100%   |
| 神奈川県       | 58,785 | 1.7%  | 74,930 | -1.3% | 84,149 | -0.9%  | 67,042 | 0.3%    | 93%    |
| 愛知県        | 48,768 | 0.4%  | 57,380 | -0.3% | 61,576 | -3.0%  | 54,448 | -0.5%   | 75%    |
| 奈良県        | 50,643 | 17.5% | 53,909 | 0.0%  | 58,049 | -10.0% | 53,315 | 2.9%    | 74%    |
| 京都府        | 52,703 | 1.6%  | 70,565 | 0.6%  | 77,804 | 2.9%   | 57,249 | 1.1%    | 79%    |
| 大阪府        | 55,079 | -1.4% | 67,779 | 0.5%  | 71,919 | -2.3%  | 60,108 | -1.2%   | 83%    |
| 兵庫県        | 51,624 | 3.4%  | 58,195 | -3.2% | 68,736 | -8.2%  | 57,395 | -1.2%   | 79%    |
| 鳥取県        | 37,851 | 0.6%  | 45,728 | -1.6% | 58,801 | 4.1%   | 43,420 | -0.4%   | 60%    |
| 岡山県        | 43,877 | 0.1%  | 53,632 | -1.3% | 61,739 | -4.5%  | 48,654 | -1.2%   | 67%    |
| 島根県        | 43,618 | 0.0%  | 53,225 | -1.3% | 64,110 | 22.7%  | 50,411 | 3.3%    | 70%    |
| 広島県        | 48,143 | -1.6% | 59,487 | 2.0%  | 67,389 | 2.0%   | 53,795 | 0.1%    | 74%    |
| 山口県        | 39,557 | 1.4%  | 50,766 | 1.2%  | 58,015 | -1.1%  | 47,186 | 1.8%    | 65%    |
| 徳島県        | 39,714 | -4.9% | 48,535 | 4.6%  | 62,096 | 11.3%  | 48,148 | 0.8%    | 66%    |
| 香川県        | 41,159 | -0.8% | 47,751 | -2.6% | 54,263 | 2.9%   | 46,831 | 0.1%    | 65%    |
| 愛媛県        | 38,887 | -3.6% | 49,758 | 0.2%  | 52,599 | 1.1%   | 45,445 | -1.2%   | 63%    |
| 高知県        | 41,007 | -2.3% | 52,673 | -1.5% | 59,313 | 3.4%   | 47,665 | -2.0%   | 66%    |
| 福岡県        | 47,998 | 0.6%  | 59,362 | 0.6%  | 69,334 | 2.7%   | 55,611 | 1.1%    | 77%    |
| 全国         | 50,649 | 3.4%  | 57,822 | -3.4% | 65,928 | -1.2%  | 55,068 | -2.0%   | 76%    |

※資料出所：(株)全管協共済会 小額短期保険契約実績より

※総平均賃料は、1部屋から3部屋まですべてのデータより算出したものです。

#### ■お客様から当グループへの物件問い合わせ家賃動向(参考)

| ■85戸様が当月購入物件併用賃料を算出(参考) |        |       |        |       |        |        |        | 3年/月末調査 |        |
|-------------------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|---------|--------|
| 所在地                     | 1部屋    |       | 2部屋    |       | 3部屋    |        | 総平均賃料  |         | 東京100% |
|                         | (円)    | 前年同月比 | (円)    | 前年同月比 | (円)    | 前年同月比  | (円)    | 前年同月比   | 水準     |
| 広島市/廿日市                 | 49,088 | -2.0% | 62,369 | -1.4% | 72,539 | -5.2%  | 58,041 | 11.1%   | 80%    |
| 三原市                     | 44,711 | -5.3% | 54,474 | 3.0%  | 53,563 | -13.3% | 49,333 | -5.6%   | 68%    |
| 福山市                     | 46,696 | -1.3% | 52,863 | -4.9% | 60,509 | -16.3% | 52,138 | -7.7%   | 72%    |
| 倉敷市                     | 42,615 | -5.7% | 51,733 | -0.5% | 69,750 | 3.9%   | 52,981 | 1.0%    | 73%    |
| 岡山市                     | 48,057 | 13.6% | 51,890 | -3.0% | 63,526 | 2.0%   | 53,713 | 4.4%    | 74%    |

# 賃貸経営者が知っておきたい “あれ屋これ家” 税務編 88



岡山さくら税理士法人  
代表税理士 吉田陽介

皆様こんにちは。9月に入つてから新型コロナウイルスの感染者数は減少傾向が続いており、遅れていた50代以下のワクチン接種も何とか予約が取れる状況にはなつてきているようです。それでも、冬に向けて第6波が確実視されていますので、今しばらくは自衛手段が必要でしょう。さて、シリーズでお伝えしている「消費税インボイス制度」は今回が2回目です。「消費税インボイス制度」は、令和5年10月1日から導入されますが、その準備段階として令和3年10月1日から「登録事業者の受付」が始まります。今回は、なぜ「消費税インボイス制度」が必要なのかをご説明させていただきます。

組みを説明しました。しかしながら、現行制度では、一定の小規模事業者は消費者から預かつた消費税を税務署へ納めなくてよい事になっています。これが「消費税免税事業者」です。

この制度がある事で、消費者が負担した消費税が税務署へ納められない事が長年問題視されてきました。消費税を我が国で初めて導入する際に、商店主などの小規模事業者の猛反発を受け、当時の政権がこの制度を作りました。

令和5年10月1日から始まる「消費税インボイス制度」では、この「消費税免税事業者」と取引をする企業は税金が不利になる仕組みとなつており、「消費税免税事業者」は「消費税を納める事業者」にならないと取引を敬遠される事を余儀なくしています。

## 「消費税インボイス制度②」